

秘密指定解除  
情報公開室

極秘

## (日韓交渉)

一月六日次官会議における次官説明要旨

〔昨年三月以来開始された抑留者相互釈放に関する日韓交渉は、全面会谈再開への予備交渉の意味も加わつた為難航を極め、<sup>昨</sup>本年六月十四日岸総理渡米直前に至り、漸く両国代表間に略意見の一致をみる所まで漕ぎつけたのであります。それに対し、韓国本国政府より更に修正要求が提出されたため、それを巡つて昨年末まで約六カ月に亘り折衝が続けられて来たのであります。

韓国側の修正要求は、(イ)財産請求権に関するもの、(ロ)退去強制処分に関するもの、(ハ)文化財の引渡に関するものの三つに分けられますが、就中、財産請求権に関する修正要求は誠に執拗を極めたのであります。迂余曲折を経て、遂に十二月二十九日に至り

藤山外務大臣と金大使との会談において、韓国側は、若し日本側がその他の修正点をそのまま受諾するならば、財産請求権に関する修正要求を撤回する旨申出たのであります。

(註) 韓国側は、再開される全面会談において、財産請求権問題について予じめ有利な地歩を占めるため、所謂、「米国の見解の表明」によつて、自国の対日財産請求権が不利な拘束を受けないように、右米国の解釈を骨抜きにしようと図つたのであつて、合意議事録(非公表)中に日本国外務大臣の発言として「本大臣は、千九百五十七年十二月三十一日付の「日韓請求権の解決に関する日本国との平和条約第四条の解釈についてのアメリカ合衆国の見解の表明」については、大韓民国政府もこの表明に同意見であると了解する。さらに、本大

臣は、このアメリカ合衆国の表明が財産請求<sup>全</sup>権の相互放棄を意味するものではないと了解する。』とある最後の部分を、

『本大臣は、<sup>この</sup>アメリカ合衆国の表明が財産請求権の相互放棄を意味するものではなく、且つ韓国の請求権に如何なる意味

においても影響を及ぼす (Does not affect the Korean Claims in any way)

ものではないと了解する。』とか、或は「韓国の請求権を実

際上損うものではない。』 ( Does not impair the Korean Claims )

substantially )とか又は「韓国の請求権を損うよ

うに影響するものではない。』 ( Does not affect the Korean Claims

prejudicially )という如く修正せしめたものである。

なお所謂「米国の見解の表明」については、関係文書の説

明の際にその概略を説明申し上げる。

二〇もとより韓国側のその他の修正点について、そのままこれを受諾することは、必ずしも問題なしとはしないのでありますが、藤山外務大臣は、(a)これ等の点について字句折衝を持ち出すことは再び交渉の決裂を意味する訳であり、(b)過去、長きは三年以上を異境で辛惨をなめている抑留漁夫と、その帰国を待つ留守家族の心情を考えますと、これ以上交渉を遷延さすことは情において忍びない次第であることを考慮され、この際、政治的人道的見地より多少の問題はあつても交渉の年内妥結を図るべきであると判断せられ、十二月三十日の閣議において右方針を説明され閣議の了承を得るとともに韓国側のその他の修正点を受諾した形の関係文書に調印することにつき閣議の決定を得た次第であります。

三 なお、藤山大臣より閣議の席上において説明がありましたように、退去強制処分に関連する韓国側の字句の修正又は削除の要求は、理論的には在日韓国人の地位の問題と重要な関連がある訳であります。この問題は、何れにせよ全面会談において根本的討議を行ふ必要があります、その際の方の主張には大なる支障は来さないことを確信しております。

文化財の引渡問題は、建前上もまた実際上も問題を残す訳であります。この点は、今後の交渉又は工作を通じ、適当な範囲に止めるようあらゆる努力をいたしたいと存じます。

四なお取極文書に対する調印は、十二月三十一日正午に外務省において行われることに合意を見ていたのでありますが、調印直前に至つて、突然韓国代表部より本国政府の訓令によるとの理由で調印の延期を申出できたり、更に同日夕刻に至つて「米国の見解の表明」を両国政府の合意がない限り公表しないと条件を日本側が受諾するならば三十一日中に調印を行う旨を申入れてきたのであります。

右申入れに對しましては、わが方としては將來右「米国の見解の表明」を国会等に対し説明する必要が生ずることも考えますと、韓国政府の同意がない限り、永久に本文書を公表できないこととなることはわが方として到底受諾し得ないので、右条件を、さしあたり当分の間本文書を公表しないこととし、將來いづれかの政

府がこれを公表することを必要と認められた際は、一応協議を行うように変更せしめることとし、この点について韓国側に同意を取り付け、漸く同日午後十一時三十分調印の運びとなるに至った次第であります。

五、取極文書の種類及び内容の要点。

取極は英文を正式文書としており、お手許に公表される分と未公表の分を、別々の封筒で配布してございます。

- 1、抑留者の相互釈放に関する了解覚書（公表）
- (イ) 第二次大戦の終了前から日本に居住している韓国人の国内釈放。

(ロ) 第二次大戦終了後の不法入国韓国人の送還。

(ハ) 日本人漁夫の送還。

(注) 十二月十一日現在抑留者調

韓 国 人

(イ) に該当するもの 四六三

(ロ) に該当するもの 一一三八

日本人漁夫 九五二(内十月一日現在刑余者推定八五〇、

その後、更に増加している見込)

2、附属了解（非公表）

在日韓国人の処遇に関する取極が出来る迄、これら韓国人を  
抑留することを自制することの日本政府の約束。

3、全面会談再開に関する覚書（公表）

三月一日から東京において開始。

4、合意議事録（非公表）

(イ) 抑留者の相互釈放及び不法入国者の引取りを一ヶ月半以内に  
完了すること。

(ロ) 全面会談の議題について。

(ハ) 財産請求権について。

日本側は韓国の請求権については誠意をもつて討議する。

韓国は「米国の見解表明」の趣旨に同意であるが、右表明は

請求権の相互放棄を意味するものではない。

⑧

「米国の見解の表明」とは、一言で云えば日本側の在韓財産に対する請求権は平和条約第四条(b)項に基き消滅したが同条(a)項に規定する日韓財産請求権問題を主題とする特別取極の締結にあつて、右の事実が考慮に入れうるべきことを規定している。日本側は別に口上書で「米国の見解の表明」を基礎として請求権の主張を撤回しているので韓国側の請求権のみが存在し、その請求権に基く要求に対し日本は誠意をもつて討議することを約束している。「米国の見解の表明」は日韓両請求権の相殺と云う所までは明白に述べてゐないので、日本側としては韓国側の莫大な要求に対しては米国の見解の趣旨を援用して實際上對抗出来る訳である

5、口上書（公表）

(イ) 久保田発言の撤回。

(ロ) 「米国の見解の表明」を基礎とする日本側請求権主張の撤回。

6、口頭伝達事項（非公表）

文化財の引渡。

7、共同発表

六 なお、十二月三十日の閣議においては本件取極実施のため、関係各省において夫々(イ)釈放される韓国人の内身許引受人の不在者の補導措置及び治安対策(ロ)送還される日本人漁夫引取り及び韓人送還のための配船及びその他の措置(ハ)再開される全面会談の準備(ニ)以上各項に必要な予算措置をとることにつき決定が行われました。抑留者相互釈放実施の具体的な計画は、今後韓国側と話し合いによつて、逐次決定されて行く段取りとなりますが、本件実施を円滑ならしめるため並びに全面会談再開の準備につきましては今後関係各省の御協力をお願いする次第であります。